

井上洋一（弁護士・中小企業診断士・産業カウンセラー）

あいさん事務所便り

連絡先：〒445-0853

西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階

電話：0563-53-0220 F A X：0563-53-0222

e-mail: inoue@aisan-law.jp

女性活躍推進の一環で
「ミニ保育所」の設置・
利用要件を緩和へ

◆都知事の要望で、政府が規制緩和へ

政府と東京都が、待機児童ゼロの実現に向け、保育所に関する規制を緩和する方向です。

これまで原則 2 歳までに限っていた小規模保育所（ミニ保育所）の年齢制限を撤廃したり、保育所の設置基準を緩めて既存の建物の活用を容易にしたりするのが柱で、小池百合子東京都知事が女性の活躍促進策の 1 つとして要望し、政府が関連法の改正に着手するようです。

政府が地方自治体に保育所の整備を促し、共働きでも子育てをしやすくするのが目的です。

◆「3 歳児の壁」の解消へ

小池知事が国家戦略特区諮問会議で政府に要望した規制緩和の柱の 1 つが「ミニ保育所」への入園要件緩和です。ミニ保育所はビルの空きスペースなどを有効活用し、都市部でも機動的に対応で

きるのが利点ですが、2 歳児以下が対象のため、3 歳になると卒園しなければならず、通常の認可保育所などに移る必要がありました。

その段階で新たな保育所を探す「保活」を迫られる保護者は多く、3 歳から保育所に入れなくなる「3 歳児の壁」が指摘されていました。

◆設置要件も緩和、まずは特区で

東京都内では、ミニ保育所を使う児童は 4 月時点で前年比 5 割増の 4,496 人。このため小池知事は、ミニ保育所の利用を進めて待機児童を減らすため、3 歳になってもミニ保育所を利用できるよう政府に求めました。

また、企業内保育所に対する固定資産税などの非課税措置の拡充なども要求し、政府はこれを受け、特区内での規制緩和を検討し、年内にも具体策を詰めて、来年の通常国会に国家戦略特区法の改正案が提出される見込みです。

◆依然残る課題は施設数と人材確保

待機児童は首都圏など都市部での解消がなかなか進まないのが現状です。共働き世帯は増えているのに、施設整備は追いついていません。ミニ保育所は、大規模な施設がいらず既存の建物を転用しやすいのが利点です。都市部で待機児童を減らすのに有効な策とは言えそうであり、今後はさらに、保育施設の数を増やすとともに保育士などの人材確保策も求められます。

問題発生を防ぎ、生産性を高めるには？

「コミュニケーション力」強化のススメ

◆問題の多くは「コミュニケーション」が原因で発生

打合せや商談、報告・連絡・相談、プレゼンテーション、交渉など、ビジネスの多くは多くの場面でコミュニケーション力が求められます。

こうした場合にうまくコミュニケーションが取れないと、きちんと伝えたいことが伝わっていかなかったり、トラブルやクレームが発生し

たり、行き違いのために余計な手間が発生したり…、多くの問題が生じてしまいます。

こうしたことから、コミュニケーション力を、「仕事をしていくうえで最も重要なスキルの1つ」と位置付ける人もいます。職場全体のコミュニケーション力が上がれば、これに起因する問題の発生を防ぐことができるだけでなく、円滑に仕事を進めることができるようになって生産性も向上すると言われています。

上司がコミュニケーション能力を持っていれば、部下の能力を十二分に発揮させ成長させることも可能となります。

◆コミュニケーションに必要な能力

コミュニケーション力には、「相手の話を聞くヒアリング能力」「相手を説得したり納得させたりする説得・交渉力」「相手の長所や特長を見極め、得意な分野で能力を活かすマネジメント力」など、様々なものがあります。

これらは、一朝一夕に身に付くものではありません。日頃から意識して、スキルを磨いていくように働きかける必要があります。そうした中で、徐々にコミュニケーションの質も高まっていきます。

◆まずは職場に「信頼関係」を築こう

とはいえ早期に結果を出すことを目指すなら、職場に「信頼関係」を築くことが一

番です。

信頼関係がある相手に対しては意見も伝わりやすいため、依頼や交渉もスムーズに行うことができ、これが成果につながります。

10月の税務と労務の継続期限[提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報

告書の提出[公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

～当事務所より一言～

当事務所の弁護士は、10月1日をもって、中小企業診断士登録を行いました。

今後は、中小企業・個人事業主の皆様へ、より幅広く専門的な経営法務サービスを提供できるものと確信しております。

なお、今回の事務所便りでは、コミュニケーション力を話題に取り上げました。

この点、労働事件等の法的トラブルを未然に防止するためにも、社内コミュニケーションの活性化は大切です。

当事務所の弁護士は、中小企業診断士と産業カウンセラーの知見や技術を活用することで、中小企業の法的トラブル防止やリスク低減を図ることを得意としております。

企業法務、経営環境、人事・労務、メンタルヘルス対策などでお困りの際は、気軽にご相談ください。

経営者の皆様に寄り添い、適切な経営戦略策定や紛争処理のご支援をいたします。